

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標Ⅶ－1－4

困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を
図ること

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-1-4）

基本目標Ⅶ： ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標1： 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること

施策目標4： 困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること

現状（背景）

- ・ 女性相談支援員が受け付けた相談延べ件数は、H15年度の18万件から年々増加し、R4年度には43万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。
- ・ また、女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談内容についても、夫等からの暴力（44.6%）のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題（23.6%）や、経済関係（6.7%）、妊娠・出産等を含む医療関係（4.5%）など多岐にわたっており、複雑化している。
- ・ そのため、女性支援事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、女性相談支援員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。
- ・ さらに、こうした現状を踏まえ、R4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（R4年法律第52号）（議員立法）が第208回通常国会において可決・成立し、R6年4月1日から施行された。

課 題

- ・ 支援団体等の地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない（「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書」（令和4年3月）より）。

達成目標

困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 女性相談支援員の配置数（アウトプット）
- 2 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談件数（アウトプット）
- 3 官民協働等女性支援事業の実施自治体数（アウトプット）

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-1-4）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1: 困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。】

指標1: △(目標達成率93%) 指標2: (△) 指標3: ◎(前年度比約177%)

【目標達成度合いの測定結果】

③(相当程度進展あり)

【総合判定】

B(達成に向けて進展あり)

(判定理由)

- ・ 主要指標である指標1は、目標を下回ったものの、目標達成率が約93%であったことから「△」と評価した。
- ・ 指標2は令和7年度実績が集計中であるものの、令和6年度実績が目標の約97%に達していることや、近年の実績の推移を踏まえ、令和7年度も目標を概ね達成する見込みであることから「(△)」と評価した。
- ・ 指標3は、実施自治体数が13自治体から23自治体に増加したことから「◎」と評価した。
- ・ 以上より、全ての指標が「◎」、「△」又は「(△)」となったことから、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・ 指標1については、女性相談支援員の配置費用への補助や研修等により、配置数は令和4年度の1,579人から令和7年度には1,769人に増加しており、相談支援体制の整備に向けた取組が有効に機能していると評価できる。
- ・ 指標3については、自治体への事業の周知や支援メニューの拡充等により、官民協働等女性支援事業の実施自治体数が13自治体から23自治体へ増加しており、民間団体と連携した切れ目のない支援体制の整備が進んでいる。

《効率性の評価》

- ・ 指標1及び指標2については、予算の範囲内で事業を実施しつつ、女性相談支援員の配置数が増加し、来所相談件数も目標に近い水準を維持していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標3については、予算の範囲内で事業を実施しながら、実施自治体数が前年度の13自治体から23自治体へ増加し、目標を大幅に上回っていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。

《現状分析》

- ・ 来所相談件数は令和元年度の水準をやや下回っているが、女性相談支援センター及び女性相談支援員による相談の延べ件数は高い水準で推移している。また、相談内容は、暴力被害だけでなく、家族関係、生活困窮、住居、医療、妊娠・出産等、多様化・複雑化している。このため、引き続き、女性相談支援員の配置数の増加と専門性の向上を図るとともに、他機関との連携体制の構築を進めることにより、より多様な困難を抱える女性を支援につなげられるようにする必要がある。
- ・ 官民協働等女性支援事業の実施自治体数は大幅に増加しているものの、全国的に見れば取組は一部の自治体にとどまっている。地域によって民間団体等の社会資源に差があることから、民間団体に対する支援・育成と自治体との連携を引き続き推進する必要がある。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

- ・ 指標1については、引き続き、目標を踏まえて着実に取組を進めていく。
- ・ 指標2については、引き続き、目標を踏まえて着実に取組を進めていく。
- ・ 指標3については、地域におけるニーズや実情を踏まえ、引き続き、実施自治体数の増加を目標として着実に取組を進めていく。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則 (主な規定)

第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分 (主な罰則)

第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分 (主な規定)

第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生 (主な規定)

第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

女性支援事業の概要

本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と**連携・協力**して、**一人一人のニーズ**に応じて**包括的な支援**を実施

困難な問題を抱える女性

女性相談支援センター [50か所] ※ 配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけあり
 ・各都道府県 1 か所（滋賀県は 2 か所、徳島県は 3 か所）
 ・相談・カウンセリング・情報提供を実施

女性相談支援員
 [全国1,769人]
 ・女性相談支援センターや福祉事務所等に配置
 ・相談・専門的技術に基づく援助等を実施

一時保護所 [各都道府県 1 か所]
 ・女性相談支援センターに併設
 ・民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等への一時保護委託
 ・中長期的な支援が必要な場合、女性自立支援施設への入所措置決定

女性自立支援施設
 [39都道府県、47か所]
 ・生活支援、心理的ケア、自立支援を実施

**民間シェルター
母子生活支援施設 等**

福祉事務所・市町村

生活保護、生活困窮者自立支援、母子生活支援施設入所、保育所入所、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当の支給 等

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供
児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

関係機関等

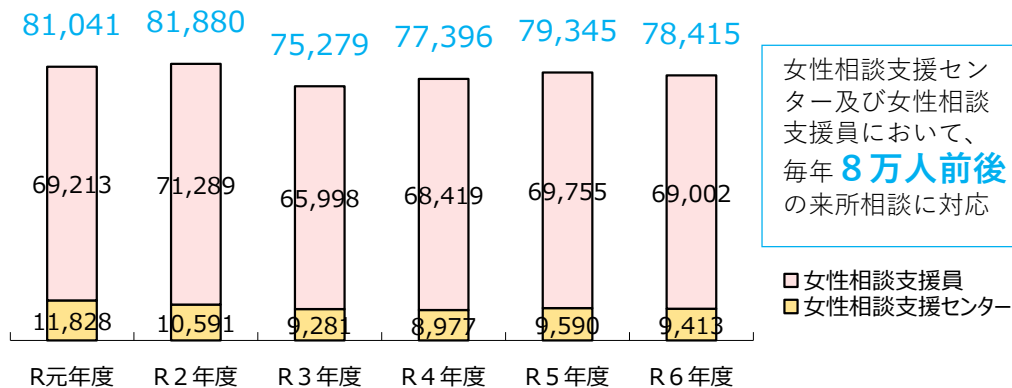
連携・協力

自立

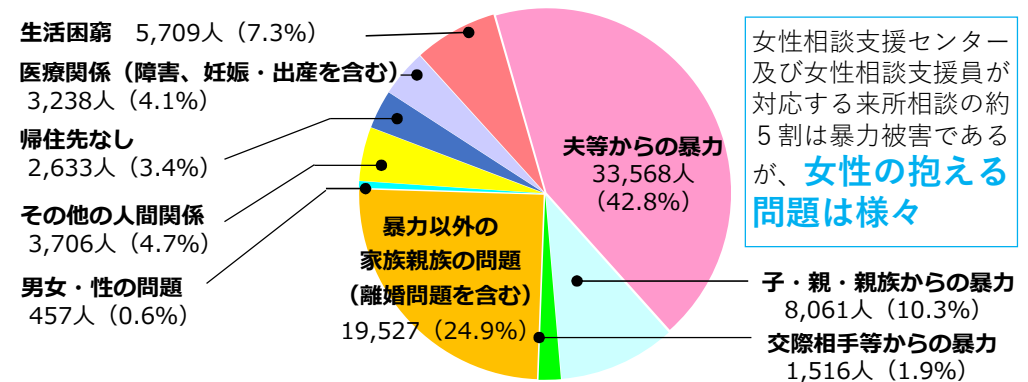
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

女性支援の現状

● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談人数

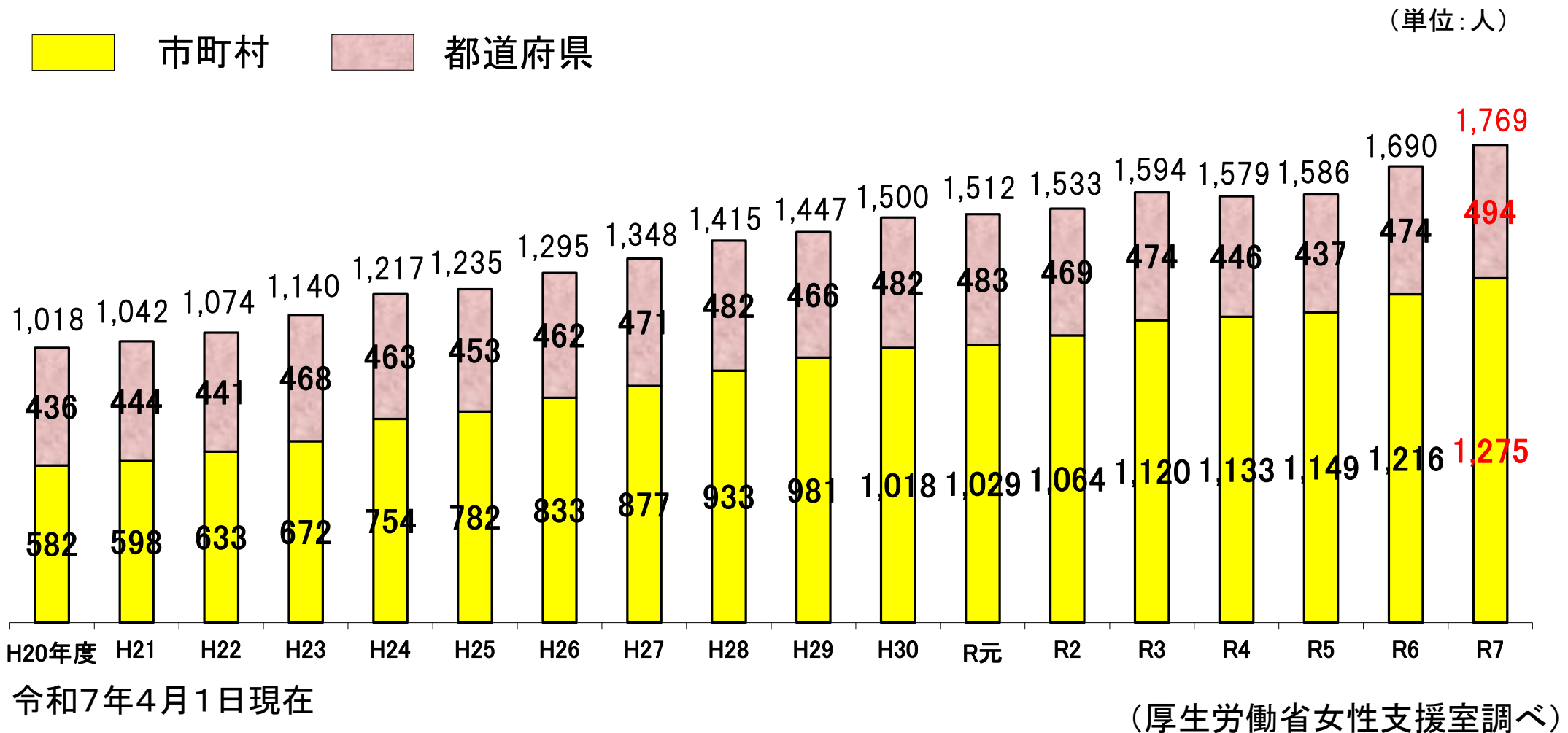


● 女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談の内容



女性相談支援員の推移

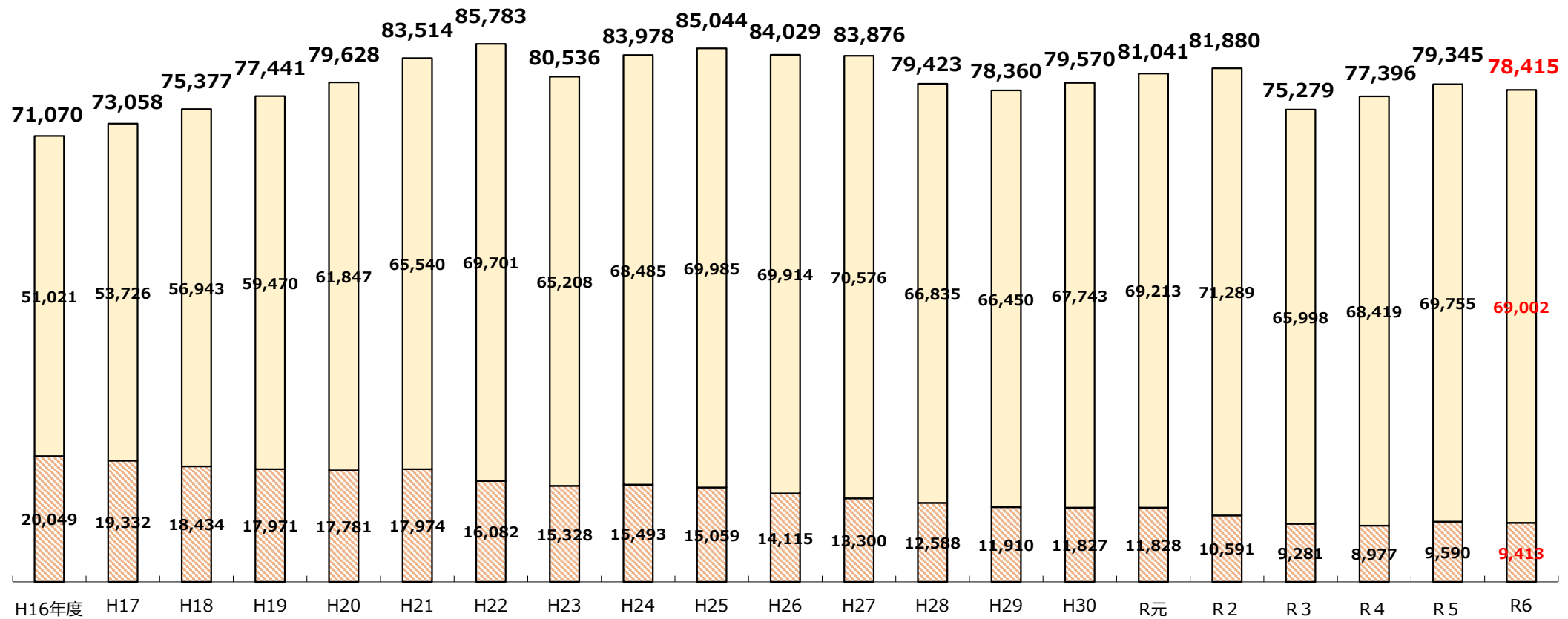
- 女性相談支援員は、都道府県及び市町村に配置され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。
- 女性相談支援員の員数は毎年少しずつ増加している。



女性相談支援センター及び女性相談支援員への 来所相談人数の推移

○ より身近な存在である市町村の女性相談支援員への来所相談が多い。

(実人数)



■ 女性相談支援センター

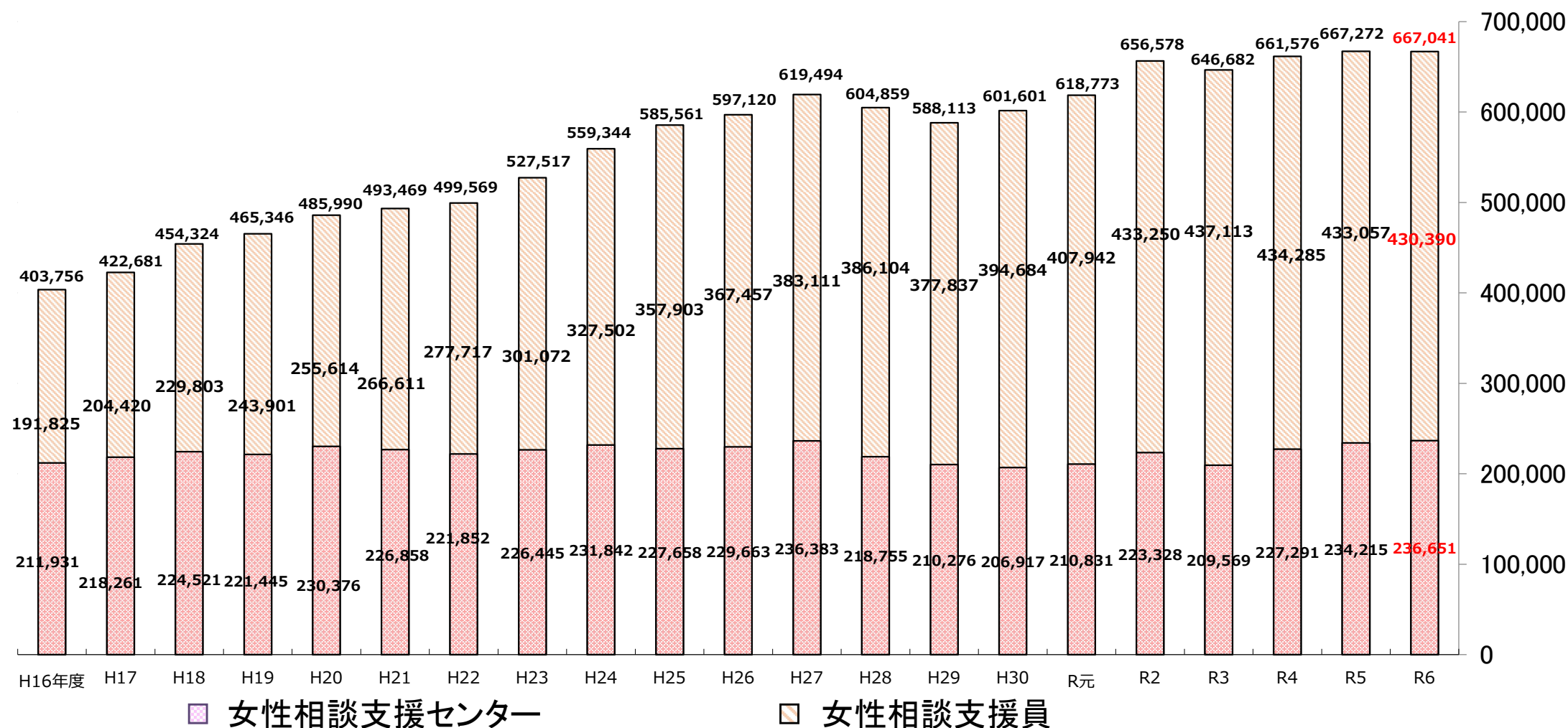
■ 女性相談支援員

※女性相談支援センターに配置された女性相談支援員を除く

(厚生労働省女性支援室調べ)

女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談状況（延べ件数）

- 相談延べ件数（来所相談、巡回・出張相談、電話相談、メール相談、SNS相談等）は増加傾向にあり、令和6年度も前年度（過去最高）と同様の高い水準で推移している。



※女性相談支援センターに配置された女性相談支援員を除く

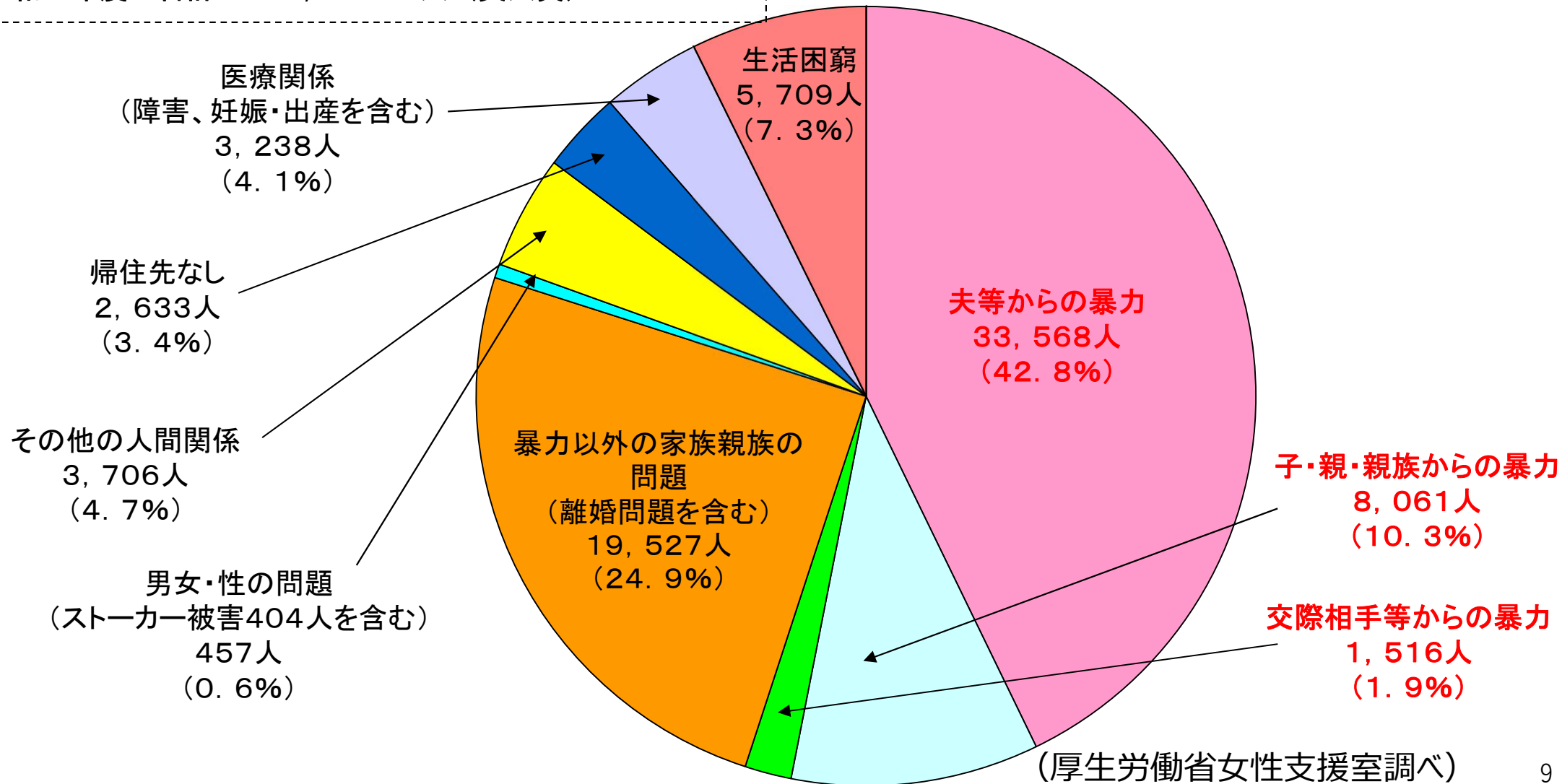
（厚生労働省女性支援室調べ）

女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談の内容

○ 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の42.8%となっている。

○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の55%を暴力被害の相談が占めている。

令和6年度 合計：78,415人（実人員）

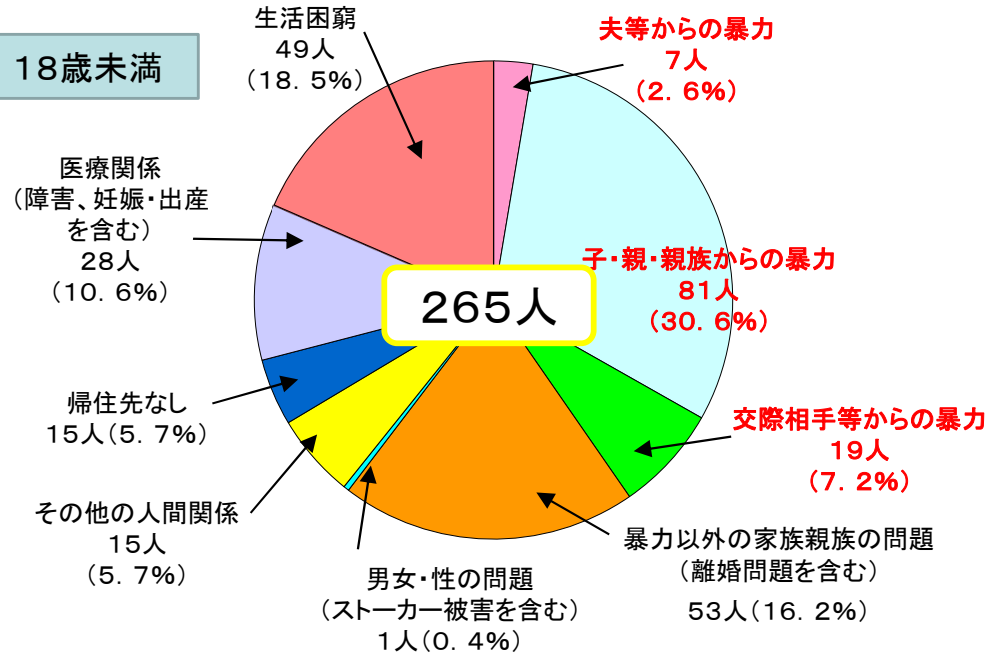


女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談の内容（年齢別）

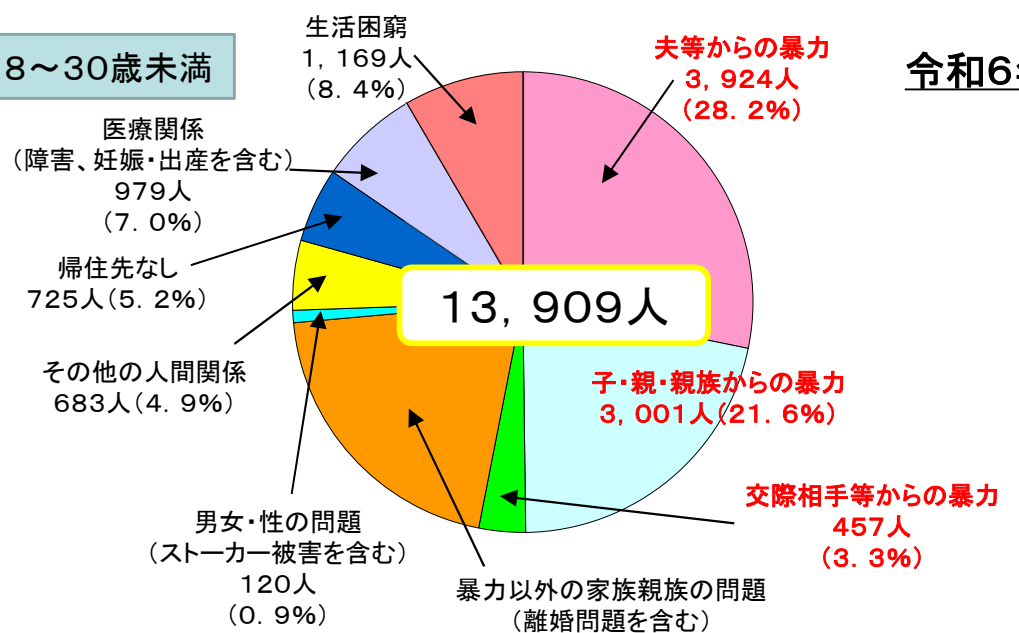
- 30歳未満の区分は、子・親・親族からの暴力、帰宅先なしの占める割合が高い。
- 30歳以上の区分は、夫等からの暴力、暴力以外の家族親族の問題の占める割合が高い。

令和6年度

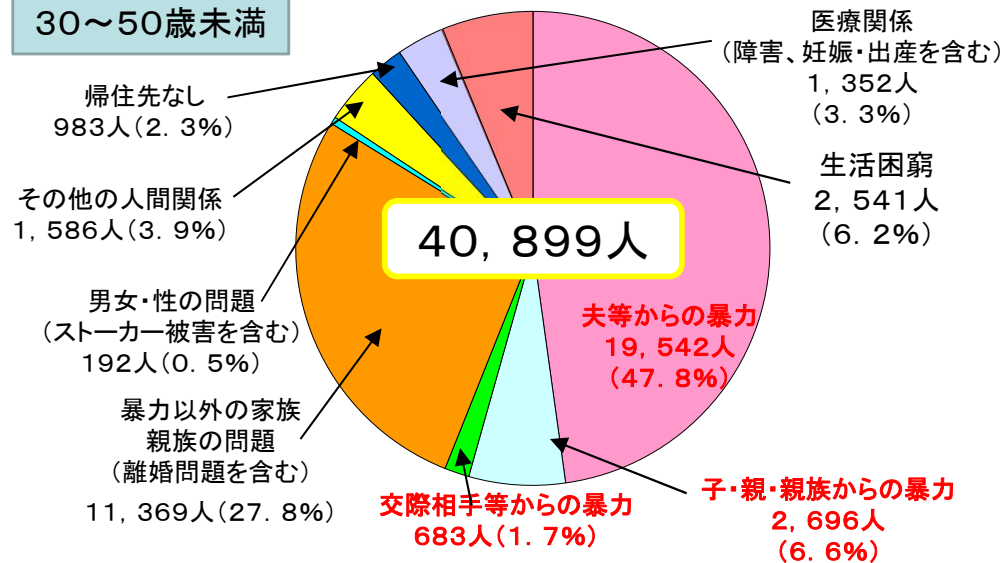
18歳未満



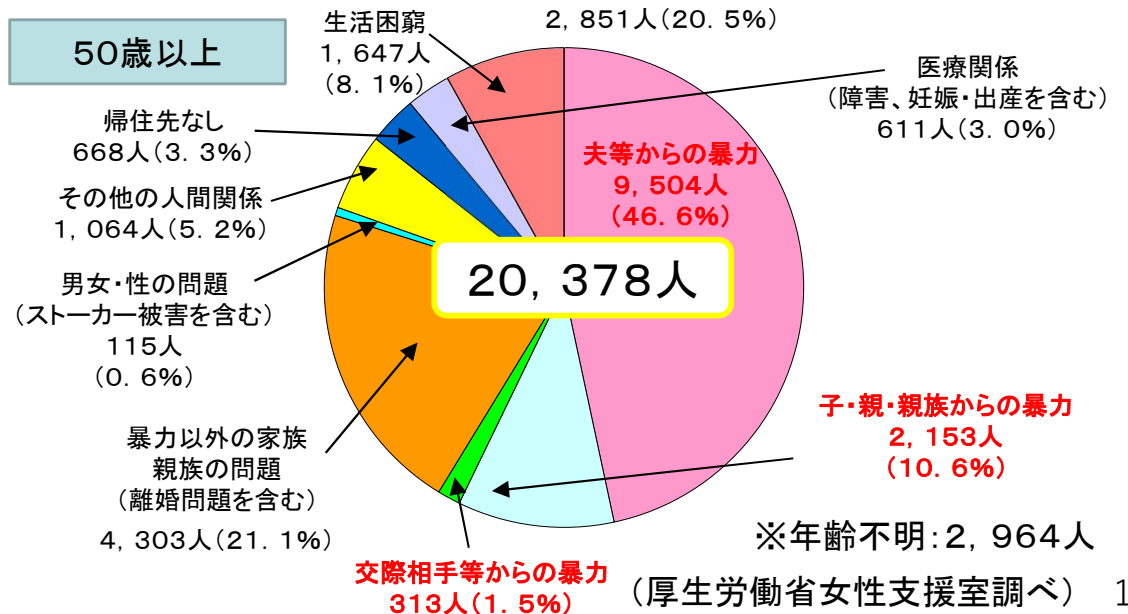
18～30歳未満



30～50歳未満



50歳以上

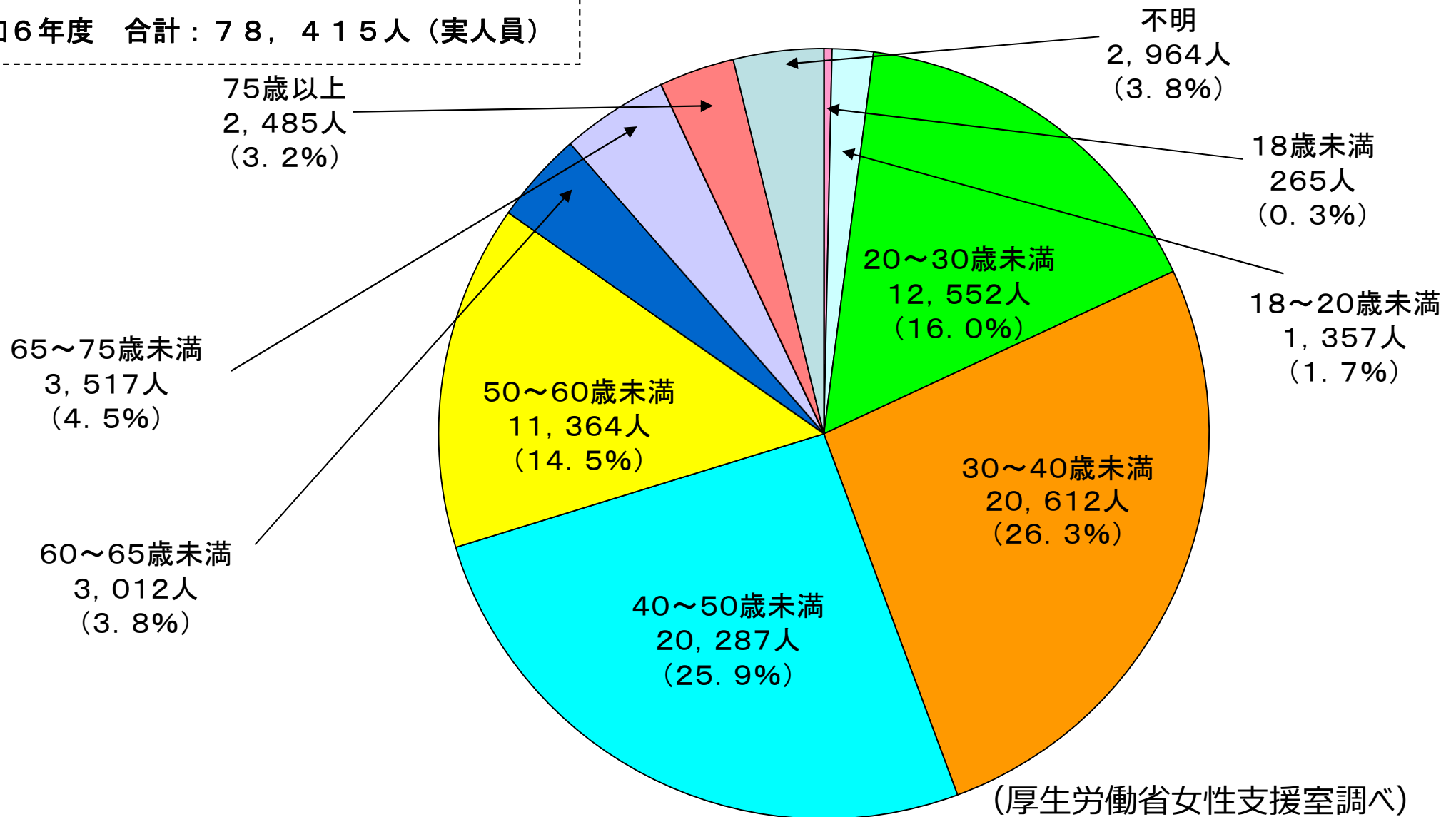


※年齢不明: 2,964人

女性相談支援センター及び女性相談支援員が受付けた 来所相談人数（年齢別）

○「30～40歳未満」「40～50歳未満」の2つを合わせると全体の52.2%を占める。

令和6年度 合計：78,415人（実人員）



令和8年度当初予算案の概要

＜困難な問題を抱える女性への支援関係予算＞

令和8年度当初予算案 52億円（51億円）※（）内は前年度当初予算

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室

令和7年度補正予算 3.6億円

○ 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。

- ・ 女性相談支援員（非正規職員）の配置に必要な費用（女性相談支援員活動強化事業）
- ・ 民間団体との協働による支援の実施に必要な費用（官民協働等女性支援事業、民間団体支援強化・推進事業 等）
- ・ 支援調整会議の設置・運営に必要な費用（困難な問題を抱える女性支援連携強化事業）
- ・ 女性相談支援センターの一時保護所の運営費（女性保護事業費負担金 等）
- ・ 女性自立支援施設の運営費（女性自立支援事業費補助金、女性自立支援施設通所型支援モデル事業 等）
- ・ 女性相談支援センターにおける移送費や人身取引被害者の通訳者雇上費用（女性相談支援センター運営費負担金） 等

＜主な拡充事項＞

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

- ・ 民間団体が支援する女性の自立支援の強化（資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る支援の充実）

2. 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金

- ・ 同伴児童の一時保護委託費の単価見直し
- ・ 非常勤職員の人件費単価の見直し
- ・ 女性相談支援センター一時保護所において第三者評価を受審した場合の加算の創設

＜当初予算案の内訳＞

◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	23.3億円
	（令和7年度補正予算 3.6億円）
◇ 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金	28.7億円
◇ その他（研修費用等）	26.6百万円

困難な問題を抱える女性支援推進等事業費について

【令和8年度当初予算 23億円（24億円）※括弧内は前年度当初予算額】
令和7年度補正予算において別途予算措置：3.6億円

< R 8 年度当初予算案における主な拡充事項 >

- ・ 官民協働等女性支援事業の拡充

1 体制構築・広報啓発等

- 1 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業
・ 基本計画の策定支援、専門職採用活動 等
- 3 民間団体支援体制強化・推進事業
・ 民間団体の掘り起こし・育成等
- 5 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
・ D V 被害者及び同伴家族の保護支援に必要な連携体制を構築
- 7 困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業
・ 本庁又は女性相談支援センターにおける広報活動を実施
- 2 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業
・ 関係機関により構成される協議会の設置・運営
- 4 女性相談支援センター等職員への専門研修事業
・ 女性相談支援センターの職員等を対象とした研修実施
- 6 専門通訳者養成研修事業
・ 人身取引被害者への支援に必要な通訳者を養成
- 8 女性相談支援センター等職員へのスーパービジョン整備事業
・ 有識者や職員 O B 等がスーパーバイズを実施

2 相談支援等

- 1 女性相談支援員活動強化事業
・ 女性相談支援員（非正規）の手当等の支給、スーパーバイズの実施
- 3 休日夜間電話相談事業
・ 女性相談支援センターにおいて夜間・休日の電話相談を実施
- 5 法的対応機能強化事業
・ 女性相談支援センターにおいて法的対応のための弁護士を配置
- 2 女性相談支援センター S N S 等相談支援事業
・ 女性相談支援センターにおける S N S を活用した相談支援を実施
- 4 D V 対応・児童虐待対応連携強化事業
・ 女性相談支援センターに児童相談所と連携を図るための職員を配置
- 6 女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業【R 7 度補正】
・ 地域資源の開拓や地域交流等を行い、連携を推進するための職員を配置
- 7 官民協働等女性支援事業【拡充】
・ 公的機関と民間団体が密接に連携しながら、アウトリーチ支援や一時的な居

3 一時保護・施設入所等

- 1 一時保護所入所者個別対応強化事業
・ 一時保護所において個別対応職員を配置
- 3 女性自立支援施設通所型支援モデル事業
・ 女性自立支援施設の専門性を生かした通所型支援を実施
- 5 D V 被害者等自立生活援助事業
・ 民間団体を活用し、D V 被害等女性の一時的な居場所を提供
- 2 同伴児童学習・通学支援事業
・ 一時保護所において学習支援員を配置。
通学のための同行支援を実施
- 4 女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業
・ 女性自立支援施設の入所者に対し、
退所前の地域生活体験を実施
- 6 一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業【R 7 度補正】
・ 秘匿性の有無に応じた支援を実施するため、
生活制限を大幅緩和したサテライト型の施設を確保

4 アフターケア

- 1 女性自立支援施設退所者自立生活援助事業
・ 女性自立支援施設において、施設退所者のアフターケアを実施

5 国事業

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業

場所の提供、生活習慣を改善するために一定期間居住する場所の提供、地域に定着するためのアフターケアなど切れ目のない支援を実施

令和8年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **23**億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額
令和7年度補正予算において別途予算措置：2.7億円

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

(4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。

(5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

(6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



①	アウトリーチ支援・SNS相談【必須】（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ）
②	居場所の確保（一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援）
③	自立支援（就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援）
④	ステップハウス（自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所）
⑤	アフターケア（地域生活を定着させるための継続的な支援）
⑦	支援体制強化（ICT導入支援）

困難女性

悪質ホスト被害者
JKビジネス被害者
家出少女・AV出演強要
困窮、孤独・孤立
DV・性暴力被害者
等

⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）
補助率：国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

<事業実績> 令和5年度：5自治体（9団体）
令和6年度：13自治体（28団体）
令和7年度：23自治体（44団体）

1 事業の目的

- ## 2 事業の概要・スキーム

- ### 3 实施主体等

15